平成３０年（行ウ）第１１号　野洲市民病院公金支出差止等請求事件

原告　[redacted]外５名

被告　野洲市長　山仲善彰

答　弁　書

平成３１年３月20日

大津地方裁判所民事部合議Ｂイ係　御中

被告訴訟代理人弁護士　[redacted]

同　[redacted]

同　[redacted]

同　[redacted]

第１　変更された請求の趣旨第２項に対する答弁

（本案前の答弁）

本件請求２を却下する。

（本案の答弁）

本件請求２を棄却する。

以上

平成３０年（行ウ）第１１号　野洲市民病院公金支出差止等請求事件

原告　[redacted]　外５名

被告　野洲市長　山仲善彰

準備書面（１）

平成３１年３月２０日

大津地方裁判所民事部合議Ｂイ係　御中

被告訴訟代理人弁護士　[redacted]

同　[redacted]

同　[redacted]

同　[redacted]

【目　次】

第１　被告の主張 ･･････････････････････････････ 2

１　はじめに ････････････････････････････ 2

２　基本設計契約に基づく公金の支出について ･･････････････ 3

（１）公金支出から１年を経過していること ････････････････ 3

（２）「正当な理由」がないこと ･･････････････････････ 4

３　野洲市民病院整備事業について ･･････････････････ 6

（1）はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（2）地方自治法２条１４項及び地財法４条１項が裁判規範にならないこと・・8
（3）野洲市長の判断が合理的であること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
ア　市長には広範な裁量が認められること ・・・・・・・・・・・・・・・・8
イ　野洲市に野洲市民病院が必要であること ・・・・・・・・・・・・・・・9
ウ　野洲市民病院の整備が可能であること ・・・・・・・・・・・・・・・１１
エ　駅前に野洲市民病院を整備する必要があること ・・・・・・・・・・・１３
オ　まとめ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
カ　求釈明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
4　本件実施設計契約を特命随意契約とすることが適法であること ・・・１５
（1）はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
（2）「その性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」の判断基準・１５
（3）国土交通省により派遣された支援事業者の判断 ・・・・・・・・・・・１６
（4）特命随意契約とすべき実質的理由 ・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
（5）まとめ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
5　被告の主張のまとめ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
第2　請求の原因に対する認否及び反論 ・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

第1　被告の主張

1　はじめに

原告らによる本件基本設計契約に関する請求は、公金支出から１年が経過した後に住民監査請求がなされており，これについての「正当な理由」（地方自治法２４２条２項ただし書）もないため，却下されるべきである。

また，市長が野洲市民病院整備事業を行うと決定した判断についても合理的であり，裁量権の逸脱濫用はないため，これを理由に本件実施設計契約が違法となるこ

とはない。

さらに，本件実施設計契約が「その性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」（地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項２号）に該当するとして，特命随意契約によった野洲市の判断も合理的であり，裁量権の逸脱濫用はない。そのため，本件実施設計契約に関する原告らの主張は棄却されるべきである。

そもそも，野洲市民病院整備事業は，多くの市民及び医師会等関係団体の大きな期待に支えられており，内容に関しても，十分な必要性及び正当性が存在する事業である。そして，同事業は市民代表と専門家による公開の検討，市民懇談会，市議会審議と議決を重ねて民主的手続きを経て進められてきた事業であり，手続面においても十分な透明性と正当性が確保された事業である。そのため，野洲市民病院整備事業が適法であることに何ら疑いの余地がない。

２　基本設計契約に基づく公金の支出について

（１）公金支出から１年を経過していること（地方自治法２４２条２項本文）

平成２８年８月４日，野洲市は佐藤総合計画との間で，野洲市民病院の基本設計について委託契約を締結した（以下「本件基本設計契約」という，甲１８）。その後，佐藤総合計画が設計業務を進めていく中で，地質の調査項目及び数量に変更が生じたため（乙１，３頁），平成２９年３月３日，野洲市は佐藤総合計画との間で，７０３万１８８０円を増額する内容の業務委託変更契約（以下「変更契約」という。）を締結した（甲１９）。野洲市は，本件基本設計契約及び変更契約に基づき佐藤総合計画に対して，平成２８年９月２日に１９１１万円（甲２０），平成２９年４月７日に３５３５万７６４０円（甲２１），平成２９年７月２１日に１６２８万４２４０円を支払った（甲２２）。

このように，本件基本設計契約及び変更契約に基づく野洲市の最終の公金支出は平成２９年７月２１日であるところ，原告らから住民監査請求がなされたのは，平成３０年９月２７日である（甲１，１頁）。そのため，原告らの住民監査請求は，上

記公金支出から１年を経過している。

（２）「正当な理由」がないこと（地方自治法２４２条２項ただし書）

ア　「正当な理由」の意義

「正当な理由」の有無は，特段の事情のない限り，普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断される（最高裁判所平成１４年９月１２日第一小法廷判決・民集５６巻７号１４８１頁）。

そして，普通地方公共団体の住民に要求される相当の注意力の程度とは，マスコミによる報道や普通地方公共団体の広報誌によって受動的に知った情報等だけに注意を払っていれば足りるものではなく，住民であれば誰でも知り得る状態に置かれた情報については，情報公開条例に基づく公開請求をするなどして，積極的に調査することが要求される（大阪高等裁判所平成１６年５月４日判決）。

東京高等裁判所平成１９年２月１４日判決も情報公開条例に基づく開示請求をすることで相当の注意力をもって調査したことになり，逆に開示請求をしないままでいる場合には相当の注意力をもって調査したとはいえないと解するのが相当であるとしており，上記大阪高裁判決と同旨である。

イ　原告らに「正当な理由」がないこと

以下の通り，少なくとも，本件基本設計契約に基づく最終の公金支出がされた平成２９年７月２１日時点において，市民は監査請求をするに足りる程度に本件基本設計契約や野洲市民病院整備事業計画の存在及び内容を知ることができた。そのため，原告らが公金支出から１年を経過した後に住民監査請求をしたことについて，「正当は理由」はない。

（ア）平成２８年８月１９日に本件基本設計契約の締結を知ることができたこと

本件基本設計契約は公募型プロポーザル方式により業者選定が行われているところ，平成２８年５月１３日に公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告がされている（乙２，１頁）。そのため，かかる時点で野洲市民病院の基本設計業務委託契約が業者と締結されるのは知ることができる。

また，前記の通り，平成２８年８月４日，野洲市は佐藤総合計画と本件基本設計契約を締結している。そして，平成２８年８月１９日，公開のもと開催された市議会の（仮称）野洲市民病院整備事業特別委員会において，本件基本設計契約が締結されたことが報告されている（乙３の３頁，乙４）。

このように平成２８年８月１９日時点において，市民に対して本件基本設計契約の締結が公開されている。この時点で，市民は本件基本設計契約の存在及び内容を知ることができたのである。

（イ）平成２５年１０月に野洲市民病院整備事業計画が定められたこと

原告らは，住民監査請求において，野洲市民病院整備事業が違法であることを理由に本件基本設計契約に基づく公金支出が違法であると主張している(甲１，３頁)。

もっとも，平成２５年１０月時点において，市長は「野洲市中核的医療拠点のあり方に関する基本方針」を定め，市が中核的医療拠点として一定の役割を担う病院を市立病院として整備すべきと考えるとの基本方針を示し，野洲市民病院整備事業計画を定めている（乙５，表題及び３頁）。

そのため，平成２５年１０月時点において，市民は野洲市民病院整備事業計画の存在及び内容を知ることができたのである。

（ウ）まとめ

前記の通り，市民は平成２８年８月１９日時点において，本件基本設計契約の存

在及び内容，野洲市民病院整備事業計画の存在及び内容を知ることができた。そうすると，少なくとも，本件基本設計契約に基づく最終の公金支出がされた平成２９年７月２１日時点において，監査請求をするに足りる程度に本件基本設計契約や野洲市民病院整備事業計画の存在及び内容を知ることができたといえる。

万一，監査請求をするための資料が足りなかったとしても，平成２９年７月２１日までに，市の情報公開条例に基づき資料を入手することは可能であった。

したがって，原告らが公金支出から１年を経過した後に住民監査請求をしたことについて「正当な理由」はない。

3　野洲市民病院整備事業について

（1）はじめに

ア　平成２９年１２月２６日，野洲市は佐藤総合計画との間で，野洲市民病院整備実施設計業務委託契約（以下「本件実施設計契約」という。）を締結した（甲２８）。

原告らは，本件実施設計契約の前提となる本件事業の経済的観点からみた合理性や必要性，その余の事情を考慮すると本件実施設計契約が，地方自治法２条１４項及び地方財政法４条１項に反する旨主張する（訴状５頁，第３，１）。

しかし，以下の通り，市長が野洲市民病院整備事業を行うと決定した判断は合理的であり，これが違法となることはない。そのため，野洲市民病院整備事業を理由として，本件実施設計契約が違法となることはない。

イ　野洲市民病院整備事業計画が定められた経緯

平成２３年４月，特定医療法人社団御上会野洲病院（以下単に「野洲病院」という。）が野洲市に対して，野洲市が新病院発足のための土地建物や医療機器を調達し，野洲病院に使用貸借すること等を内容とする「特定医療法人社団御上会野洲病院の新病院基本構想２０１０」を提出した（乙５，１頁）。かかる提案は，野洲病院が経営を継続することの限界を表明したものであった。

市長はかかる提案の受け入れ可否についての検討を求めるべく，専門家や市民代表により構成された「野洲市地域医療における中核的医療機関のあり方検討委員会」を設置した（乙５の１頁，乙６の８頁）。全て公開の会議を経て（乙３６，２頁），同委員会から市長に対して，市内に中核的医療機関は必要であるが（乙６，１頁ないし３頁），野洲病院の経営は成り立たないため，市が病院を整備することを前提に考える必要があるとの提言がされた（乙６，５頁）。

上記提言を踏まえて，市長は野洲病院の運営形態などについては課題があるため，野洲病院からの構想については受け入れがたいと判断した。

そして，市長は，市内に中核的医療機関が必要と提言されても，安易に病院を整備することに取りかかることはせず，市が病院を整備できる可能性を厳密に検討するため，専門家によって構成された「野洲市新病院整備可能性検討委員会」を設置し（甲４，１０頁），市が病院を整備できる可能性の検証を求めた。同委員会から市長に対して，市が新病院を整備し，持続可能な運営ができる可能性はあるとの提言がされた（乙５，１頁）。

そこで，平成２４年１２月，市長は，野洲市が一定の役割を担う病院を市立病院として整備する内容の「野洲市中核的医療拠点のあり方に関する基本方針（素案）」を定め（甲５，表題及び３頁），同じく市民代表である市議会の意思を確認するため，かかる素案を提案した（乙５，１０頁）。かかる素案は賛成多数で承認されたものの，３分の１を超える議員が反対した。市長は慎重を期すため，新病院整備検討を一度凍結して，平成２５年度当初予算に病院関係予算の計上することを見送った。

その後，市長は市民に対して新病院整備計画を説明すること及び同計画について市民の意見を聞くことを重視した。すなわち，平成２５年１月，市長は「野洲市中核的医療拠点のあり方に関する基本方針（素案）」を市民に説明すべく，新年度予算市民懇談会，まちづくり井戸端座談会，出前講座などを行った（乙５，１０頁）。また，同年３月，市民アンケートを実施し，回答者の約７５％は市が病院を整備することに賛同した。さらに，同年５月，公開討論会を開催し，新病院整備について賛

成の立場，反対の立場で活発に意見交換をした。加えて，同年７月，市民懇談会を開催し，参加者からの賛成・不安・懸念の意見に対して市長が直接回答した。これらの市民との触れ合いを通じて，市長は新病院整備に対する市民の期待は大きいと判断した。そのため，平成２５年８月，市長は新病院整備に必要な基本構想策定にかかる予算案を市議会に提案したところ，これが賛成多数で可決された（乙５，１０頁）。

そこで，平成２５年１０月，市長は「野洲市中核的医療拠点のあり方に関する基本方針」を定め，市が中核的医療拠点として，一定の役割を担う病院を市立病院として整備すべきと考えるとの基本方針を示し，野洲市民病院整備事業計画を定めたのである（乙５，表題及び３頁）。

（２）地方自治法２条１４項及び地方財政法４条１項が裁判規範にならないこと

そもそも，地方自治法２条１４項及び地方財政法４条１項は地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関する基本的指針を一般的抽象的に定めた訓示規定にすぎず，当該規定から財務会計上の行為の担当者がなすべき具体的な注意義務の内容を一義的に導き出すことはできない。そのため，地方自治法２条１４項及び地方財政法４条１項は裁判規範たりえず，本件実施設計契約を締結するとの市長の判断が違法となることはない。

（３）野洲市長の判断が合理的であること

仮に，地方自治法２条１４項及び地方財政法４条１項が裁判規範たりうるとしても，以下の通り，本件市長の判断は合理的であり，野洲市長の判断が違法となることはない。

ア　市長には広範な裁量が認められること

そもそも，地方自治法２条１４項及び地方財政法４条１項の各規定は，いずれも地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであっ

て，かかる基本的指針に適合するか否かは，当該地方公共団体の置かれた社会的，経済的，歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で，総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり，首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下においては，このような判断は，当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下，当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから，長の判断が著しく合理性を欠き，長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り，上記各規定違反の違法性が肯定される（大阪高等裁判所平成１７年７月２７日判決）。

そして，上記の長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると，長の判断の基礎とされた重要な事実に誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合，又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り，長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであるとされる（最高裁昭和５３年１０月４日大法廷判決・民集３２巻７号１２２３頁参照，大阪高等裁判所平成１７年７月２７日判決）。

イ　野洲市に野洲市民病院が必要であること

（ア）野洲市に中核的医療機関が必要であること

前記の通り，平成２３年４月，野洲病院が野洲市に対して，野洲市が新病院発足のための土地建物や医療機器を調達し，野洲病院に使用貸借すること等を内容とする「特定医療法人社団御上会野洲病院の新病院基本構想２０１０」を提出した（乙５，１頁）。そこで，平成２３年５月，市長は，野洲市地域医療における中核的医療機関のあり方検討委員会を設置し，野洲市に中核的医療機関が必要であるかについての検討・検証を求めた。同委員会は，馬場忠雄氏（当時滋賀医科大学学長）を委員長，吉川武氏（当時野洲市自治連合会会長）を副委員長として構成され，専門家や市民代表が委員となった（乙６，８頁）。そして，平成２３年１０月，同委員会よ

り野洲市長に対して，検討結果をまとめた「野洲市地域医療における中核的医療機関のあり方に関する提言書」が提出された。同提言書においては，市内に病院があることは救急時の対応や近くで入院治療を受けることができるなど，病院が医療サービスを提供する機関だけでなく，安心して生活できるという精神的な支えになっていること，市民の高齢化が進んでいくことを想定し，将来への備えとして在宅医療を進めていく上で市内の医療機関との連携や広域的な医療圏から見た役割分担の観点から，野洲市には中核的医療機関が必要である（乙６，２頁及び３頁)。一方，市が民間病院の経営に対し，これまでのように一定の補助制度で必要な医療サービスを確保するという手法が成り立たないことが判明したことから，病院を公設すなわち市が整備することを前提に考える必要があるとの提言がされた（乙６，５頁)。

このように，野洲市地域医療における中核的医療機関のあり方検討委員会が上記理由から市長に対して，野洲市には中核的医療機関が必要であり，市が病院を整備することを前提に考える必要があるとの提言をしているのである。そのため，野洲市民病院を整備する必要性が全くないなどと言うことはできない。

（イ）野洲市民が野洲市民病院を必要としていること

平成２７年５月及び同年１１月５日，野洲市議会において（仮称）野洲市立病院整備基本設計予算案が否決された。市長は，この結果を受け，今後計画を推進していくことは困難と考え，一連の野洲市民病院整備計画を断念せざるを得ないと判断した。そこで，平成２７年１１月１２日，市長は一連の計画を断念せざるを得ない旨を報告する公文書を野洲病院及び一般社団法人守山野洲医師会に通知し（乙７，８頁及び９頁)，~~同時に，市議会及び報道機関に公表した（乙３７，乙３８)。~~

これを受けて，同年１２月１３日，野洲市内の全自治会で構成される野洲市自治連合会が，野洲市内の全自治会長による自治会長会を開催した。かかる自治会長会において，市長にこれまでの経過や野洲市民病院整備計画の現状の状況の説明を求め，今後の対応を考える場が持たれた（乙８)。そして，同年１２月１８日，野洲市

内の全自治会長の要請により，全自治会長と野洲市議会議員全員との意見交換の場が持たれた（乙８，乙９）。その意見交換において，野洲市には中核となる市立病院が必要であり，上記予算案否決により止まっている市立病院の整備が再度早急に推進されることを要望する声が多数出された。そのため，平成２８年１月２５日，野洲市自治連合会から，市長及び市議会に対して野洲市立病院整備の再度の推進に関する要望書（乙８）が提出された。

さらに，平成２８年２月３日，（仮称）野洲市立病院の早期整備促進を求める請願書が野洲市議会議長に対して提出された。かかる請願書が提出されたのは，上記平成２７年１１月５日の否決以後，市民の落胆・悲嘆・不安の声が高まっており，市民が安心して通える中核的医療機関の整備が待ったなしの状況にあること，「市長と市民」，「新病院を考える女性の会」，「自治連合会と議会」，との懇談会や小規模懇談会においても市民の健康・命・安心を守るためには，市立病院が必要と考える市民が反対を明確に凌駕しているためである（乙１０）。すなわち，同請願書においても，野洲市民が野洲市民病院を必要としていることが明確にされているのである。

かかる市民の声を受け，野洲市長は再度（仮称）野洲市立病院整備基本設計予算案を市議会に提出し，平成２８年３月の市議会において同予算案が可決された。かかる一連の流れからも分かるように，野洲市民病院の整備は野洲市民の悲願であり，野洲市長が民意の代弁者として同計画を推進してきたのである。このことは，平成２８年３月２９日段階において，野洲市民病院の実現を求める９０５２名もの署名（内野洲市民は５３６５名）が集められていることからも分かる（乙１１，乙１２）。

以上より，野洲市民が野洲市民病院を必要としており，野洲市民病院を整備する必要性が全くないなどと言うことはできない。

ウ　野洲市民病院の整備が可能であること

（ア）野洲市民病院整備事業計画が定められた時点（平成２５年１０月）

平成２４年１月，市長は野洲市新病院整備可能性検討委員会を設置し，野洲市が

新病院を整備することが可能であるかの検討・検証を求めた。同委員会は，柏木厚典氏（滋賀医科大学病院長）を委員長として構成され，医療の専門家が委員となった（甲４，１０頁）。そして，平成２４年７月，同委員会より野洲市長に対して，検討結果をまとめた「野洲市新病院整備可能性に関する提言書」（甲４）が提出され，新病院開院５年目に病院事業が損益黒字となり，開院１０年後に累積損益が黒字となること（甲４，７頁）等により，野洲市が新病院を整備し，持続可能な運営をできる可能性があるとの提言がされた（乙５，１頁）。

そのため，市長が市において野洲市立病院を整備すべきとの基本方針を示した平成２５年１０月時点において（乙５，表題及び3頁），野洲市が新病院を整備し，持続可能な運営をできる可能性があることは上記委員会の提言に裏付けされているのであるから，全く根拠のないものとなど言うことはできない。

（イ）実施設計契約段階（平成２９年１２月２６日）

平成２９年１１月，「野洲市民病院　事業計画　運営計画・施設整備計画・健全経営計画（案）」がまとめられ，病院開院後２年目で病院事業が損益黒字であること，開院６年目には累積損益が黒字となることが明らかになっている（甲１３，８８頁）。また，野洲市民病院のための総事業費は１０１億９８０８万５０００円であることが明らかになっていたが（甲１３，８７頁），支払内訳として国庫補助金等で１０億５０００万円支払われ，総事業費から１０億５０００万円を減じた残額については，病院の収益で５０％を支払うこと，国の交付税措置で２５％が支払われること，市税等の市民の負担が２５％であることが明らかになっていた（乙１３，６頁）。なお，乙１３号証においては国庫補助金等が１０億円と記載されているが，１０億５０００万円が正確な金額である。このことは，野洲市民病院整備事業における交付対象事業費が２１億円であり，その国費率が０，５とされていることからも分かる（乙２２）。すなわち，国庫補助金等は２１億円に０，５を乗じた１０億５０００万円となる。

以上より，実施設計契約段階においても，野洲市民病院の整備が可能であることが裏付けられており，これが全く根拠のないものとなどいうことはできない。

エ　駅前に野洲市民病院を整備する必要があること

（ア）野洲市新病院整備可能性検討委員会の提言

前記の通り，平成２４年７月，野洲市新病院整備可能性検討委員会から市長に対して，「野洲市新病院整備可能性に関する提言書」（甲４）を提出している。同提言書においては，野洲駅周辺とする方が多くの市民が利用しやすく，医療スタッフの確保にも有利であることを同委員会において確認したこと，特に公共交通機関に頼らざるを得ない市民やその家族にとって既存の公共交通期間が利用できること，医療スタッフ等を確保する観点からもＪＲで通勤する医師などを確保する場合に有利である上，身近に病院があると安心で便利であるという理念にも合致しているとの提言がされ（甲４，４頁（４）），野洲市民病院を野洲駅周辺に整備することが推進されている。

このように駅前に野洲市民病院を整備することは，野洲市新病院整備可能性検討委員会の提言に裏付けられているのであり，全く根拠のないものであると言うことなどできない。

（イ）現在の野洲病院の建物が使用できないこと

平成２８年２月１５日，野洲病院支援継続可能性評価委員会資料とすべく，野洲病院支援継続可能性調査業務報告書が作成された（乙１４）。これは野洲病院の機能等を包括的に調査し，今後の野洲病院に対する支援可能性の検証の基礎資料とするために作成された資料であり，一級建築士も作成に関与した資料である（乙１４，１頁）。同報告書において，現在の野洲病院の建物では，各所で経年劣化が見られ，躯体の老朽化，仕上げ材の劣化，設備機器の劣化，能力不足が顕著であり，特に重要視するものは，建物の耐震性能が低く，耐震補強を必要とするが，病院建物の性

格上，補修工事が極めて困難な点である。以上の状況から，医療機関としての継続を前提とした場合，移転建て替えによる全面的更新が必要となるとされている（乙１４，２８頁）。

そのため，現在の野洲病院の建物は使用できないことは上記報告書に裏付けられている。したがって，現在の野洲病院の建物を使用せず，駅前に野洲市民病院を整備するとの市長の判断が全く根拠のないものとなど言うことができない。

（ウ）駅前に市有地があったこと

平成２３年１１月３０日，市民が憩えて安心できる市民生活の拠点とすべく，野洲市はアサヒビールから駅前土地を買い取っている（乙１５，乙３５）。平成２５年１０月，市長が市において野洲市立病院を整備すべきとの基本方針を示した段階で，野洲市は駅前に市有地を有していたのであり，野洲市民病院を整備するにふさわしい土地を有していた。

そのため，駅前に野洲市民病院を整備するとの市長の判断は駅前に市有地があったことを前提とするものであり，かかる判断が著しく妥当性を欠くとなど言うことはできない。

オ　まとめ

以上より，野洲市民病院を整備するとの市長の判断は上記の根拠に基づくものであり，全く事実の基礎を欠くとなどいえない。また，事実に対する評価が明白に合理性を欠くともいえないため，上記市長の判断は社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるとなどいえない。したがって，上記野洲市民病院を整備するとの市長の判断が裁量権を逸脱又は濫用しないことが明らかである。

カ　求釈明

原告らは，本件実施設計契約の前提となる本件事業が違法であると主張している

が（訴状５頁），具体的に市長のいかなる時点のいかなる判断が違法であるかを特定していない。そこで，市長のいつの時点のいかなる判断が違法であると主張しているのか明らかにされたい。

４　本件実施設計契約を特命随意契約とすることが適法であること

（１）はじめに

野洲市は，本件実施設計契約が「その性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」（地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項２号）に該当するとして，特命随意契約によっている。かかる野洲市の判断は，以下の通り合理的であり，裁量権の逸脱濫用はなく適法である。

（２）「その性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」の判断基準

「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは，当該契約の目的物の性質から契約の相手方がおのずから特定の者に限定されてしまう場合や契約の締結を秘密にすることが当該契約の目的を達成する上で必要とされる場合など当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合がこれに該当するが，必ずしもこのような場合に限定されるものではなく，競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが，不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく，当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても，普通地方公共団体において当該契約の目的，内容に照らし，それに相応する資力，信用，技術，経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり，ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も該当するものとされる。そして，右のような場合に該当するか否かは，契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として

普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び施行令の趣旨を勘案し，個々具体的な契約ごとに，当該契約の種類，内容，性質，目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものとされる。(最高裁昭和６２年３月２０日第二小法廷判決・民集４１巻２号１８９頁)。

（３）国土交通省により派遣された支援事業者の判断

野洲市は，本件実施設計契約の発注方式の検討を行うため，国土交通省が実施する「多様な入札契約方式モデル事業」に応募し，選定された（乙１６）。「多様な入札契約方式モデル事業」とは，発注者である地方公共団体における多様な入札方式の導入・活用を促進するため，他の地方公共団体のモデルとなる発注者への支援を行うものである。具体的には，新たな入札契約方式の導入を目指す地方公共団体に，国土交通省が専門的知見を有する支援事業者を派遣するとともに，有識者の助言を得てその発注事務への支援を行い，支援の成果を他の地方公共団体に展開する事業である。（乙１７）。野洲市がかかるモデル事業に選定されたことから，日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社が支援事業者となり，本件実施設計契約について最適な入札契約方式の検討がされることになった（乙１６）。

そして，平成２８年１１月１８日，日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社からの報告がまとめられ，現在の基本設計者が責任をもって実施設計を行うことが望ましいとされた（乙１８）。

このように，国土交通省が専門的知見を有するとして派遣した日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社が本件実施設計契約を佐藤総合計画と締結するのが望ましいと判断している。そのため，本件実施設計契約を佐藤総合計画と締結するのが野洲市の利益の増進につながると合理的に判断されるといえる。

（４）特命随意契約とすべき実質的理由

ア　基本設計を実施設計に的確に継続させる必要があること

本施設が病院という高機能な建築物であることを考えると，年度区分等により，基本設計と実施設計を分割して発注しているものの，本来，設計業務において基本設計と実施設計は一連・一体のものとして同一設計者により実施されるべき業務である（甲２４，３頁）。

この点につき，原告らは本来設計業務において，基本設計と実施設計は一連・一体のものとして，同一設計者によらなければ実施できないというものではないなどと主張する（訴状，１９頁）。

しかし，本件実施設計契約の対象物は総合病院という大規模で複雑な建造物である。そして，野洲市は本件基本設計契約時点において，価格ではなく技術提案等を重視した「公募型プロポーザル方式」を採用し，最優秀者であった佐藤総合計画と契約を締結しているのである。（乙１９の２頁，甲１８）。そのため，最優秀者である佐藤総合計画の意図を実施設計段階においても的確に継続させる必要があるのであり，基本設計と実施設計が同一設計者によらなければ実施できない。

したがって，原告らの上記主張は誤りであり，本件基本設計契約の公募型プロポーザルにおいて最優秀者とされ，豊富な経験や高度な技術力を有する佐藤総合計画と契約を締結する方法をとることが，野洲市の利益の増進につながると合理的に判断されるといえる。

イ　時間的制約が厳しいこと

基本設計はその設計者である佐藤総合計画による技術提案に基づき，様々な調査及び検証を行った上で免震構造などを採用しており，他の設計者が基本設計の設計意図を的確に理解して実施設計を行うには膨大な時間と労力を要し，限られた期間で実施設計を行うのは非常に困難である（甲２４，３頁）。前記の通り，本件対象物は総合病院という大規模かつ複雑な建造物であることからすれば，他の設計者が実施設計を行うのは極めて困難である。そして，本件実施設計契約が締結された平成

２９年１２月２６日時点においては（甲２８），野洲病院が野洲市に対して，「特定医療法人社団御上会野洲病院の新病院基本構想２０１０」を提出した平成２３年４月から（甲３，表題），既に６年以上が経過しているのであり，時間を短縮する必要があったのである。

このような時間的制約を考えれば，野洲市が佐藤総合計画と実施設計契約を締結するのは，野洲市の利益の増進につながると合理的に判断されるといえる。

ウ　瑕疵担保責任の区分について

基本設計契約とは違う他の設計者が実施設計を行った場合には，設計瑕疵担保責任の区分が不明確になるといえる（甲２４，３頁）。そのため，法的責任の明確化の観点からも，野洲市が佐藤総合計画と実施設計契約を締結するのは，野洲市の利益の増進につながると合理的に判断されるといえる。

（５）まとめ

上記の理由から，本件実施設計契約が「その性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」（地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項２号）に該当するとして，特命随意契約によった野洲市の判断に裁量権の逸脱濫用はなく適法であることが明らかである。

５　被告の主張のまとめ

以上より，原告らの主張には何ら理由がないことが明らかである。そのため，本件基本設計契約に関する請求は直ちに却下され，野洲市民病院整備事業の主張を含む本件実施設計契約に関する請求は直ちに棄却されたい。

第２　請求の原因に対する認否及び反論

１　当事者（訴状第１）

原告らが野洲市の住民であること，被告が野洲市の市長であることは認め，その余は否認する。野洲市民病院整備事業は適法な事業であり，本件基本設計契約及び本件実施設計契約に基づく公金支出は，違法な公金支出ではない。

２　野洲市民病院整備事業及び基本設計・実施設計計画の概要（訴状第２）

（１）野洲市民病院整備の基本計画（訴状第２，１）

平成２４年１２月，中核的医療拠点として，野洲市が一定の役割を担う病院を市立病院として整備すべきとした基本方針を策定したこと，平成２６年３月，野洲病院の債務や設備等を引き継ぐ内容の基本構想を策定したことは否認し，その余は認める。

野洲市が，中核的医療機関として市が一定の役割を担う病院を市立病院として整備すべきとした基本方針を策定したのは，平成２５年１０月である（乙５，表題及び３頁）。

また，野洲市が野洲病院の債務や設備等を引き継ぐことを策定したのは，平成２８年１１月である（乙２０，１頁及び１０頁）。なお，かかる段階で，野洲市が野洲病院の資産や負債等を全部一括して譲渡を受けるとの方式が策定された（乙２０，１０頁）。

（２）本件事業の概要（訴状第２，２）

平成２９年１１月時点の計画の概要に関する主張は認め，その余は否認する。なお，野洲市民病院整備事業は，現在の野洲病院を市立病院として運営した後に，訴状第２，２記載の新病院に移転することを内容としている。

（３）基本設計契約の締結及び公金の支出（訴状第２，３）

認める。

（４）実施設計契約の締結（訴状第２，４）

認める。

３　公金支出及び差し止めを求める対象等（訴状第３）

（１）本件基本設計契約及び本件実施設計契約の適法性について（訴状第３，１）

否認ないし争う。野洲市民病院整備事業は適法な事業であるし，本件実施設計契約について特命随意契約によることも適法である。

（２）公金支出及び被告の責任（訴状第３，２）

否認ないし争う。

（３）差し止めを求める対象及び公金の支出等がなされる蓋然性（訴状第３，３）

否認ないし争う。

４　本件事業の経済的な観点からみた合理性（訴状第４）

（１）はじめに（訴状第４，１）

否認ないし争う。本件事業は，「野洲市地域医療における中核的医療機関のあり方に関する提言書」で提言されているとおり（乙６，２頁及び３頁），地域の医療を守るという公共的性格を有するのであり，採算性のみが要求されるものではない。そして，前記の通り（本書面６頁ないし１４頁，３　野洲市民病院整備事業について），本件事業は適法である。

（2）本件事業には，経済的合理性が必要とされること（訴状第４，２）

ア　市民病院経営には，経済的合理性が必要とされること（訴状第４，２（1））

地方自治法２条１４項が「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定していること，地方財政法４条１項が「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定していること，甲３１号証の３頁において記載されているように，公立病院改革は，これまでの「経営効率化」，「再編・ネットワーク化」，「経営形態の見直し」に「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」を加えた４つの視点に立って改革を進めることが必要であることは認め，その余は否認する。

公営企業として事業を行う場合には，「自らの経営等について」的確な現状把握を行った上で，中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み，徹底した効率化，経営健全化を行うことが必要とされているが（甲３０，１頁），これは企業自身が企業体として的確な判断を行うことを要求されているにすぎない。

また，地方公営企業法第３条は，経営の基本原則として「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」と規定していることからも分かるように，地方公営企業においては公共の福祉の増進を本来の目的としている。そのため，公営企業においても採算性のみが要求されるわけではない。

イ　野洲市も本件事業の経済的合理性を必要としていること（訴状第４，２（2））

野洲市が「野洲市地域医療における中核的医療機関のあり方検討委員会」や「野洲市新病院整備可能性検討委員会」を設置したこと，「野洲市新病院整備可能性検討委員会」において，「持続可能な病院経営（赤字運営を前提としない）を実現させるための前提条件を整理し，その実現の可能性を検討」したこと，平成２９年１１月

の「野洲市民病院事業実施計画（案）」において「健全経営計画」をたて，持続可能な経営を健全に行うために必要な方策や目標値を健全経営計画として示したことは認め，その余は否認する。

「野洲市地域医療における中核的医療機関のあり方検討委員会」は野洲市に中核的医療機関が必要であるかの検証を行ったのであり，病院経営の実現可能性については検討していない。

また，原告らが主張する経済的合理性の意味が不明確であるし，野洲市が経済的合理性などという文言を使用したことはない。

ウ　野洲市の財政状況からみても，本件事業の採算性が求められること（訴状第４，２，（３））

平成２８年度の野洲市の経常収支比率が９５．２％，減収補填債特例分・臨財債を経常一般財源から除いた率が１０４．９％であること，平成２８年度の積立金現在高が３５億４３１５万円であること，平成２８年度決算額での実質公債費比率が１３．６％，将来負担比率が１０６．８％であることは認め，その余は否認する。

（ア）経常収支比率についての反論

そもそも，経常収支比率が７０％～８０％が適正水準と設定されたのは３０年以上も前である。現在は３０年以上前とは異なり，少子高齢化や環境問題，教育の振興，地域のまちづくりなど行政需要が複雑多岐にわたっており，このような住民の要望にきめ細かく対応することが要求されているのである。かかる状況下において，３０年以上前に設定された水準に固執すると，かえって住民の利益に反するのであるから，かかる経常収支比率に固執すべきではない。このことは，平成２６年度から平成２８年度の滋賀県下の市の経常収支比率の平均が８９．５％であることからも分かる（乙２１）。

また，原告らは野洲市の平成２８年度のみの経常収支比率をもって主張している

が，平成２７年度の野洲市の経常収支比率は８３．８％であり，滋賀県下では最上位であった（乙２１）。さらに，平成２９年度の経常収支比率は９４．６％であり（乙２３），平成２８年度に比して回復基調にある。そのため，平成２８年度の野洲市の経常収支比率のみをもって，財政的に非常に硬直した状態であり，災害等緊急の支出が必要になった場合も全く対応できないという主張をすることは合理性に欠ける。

野洲市においては，平成２９年台風２１号や平成３０年台風２１号などの災害時には適切な対応をしているのであり，災害等緊急の支出が必要になった場合にも対応可能な状態である。

（イ）積立金現在高及び地方債現在高についての反論

野洲市の平成２８年度の積立金現在高は３５億４３１５万円であるが（甲１４），このうち年度間の財政不足に備えるための基金が財政調整基金である。財政調整基金は，標準財政規模の５％から２０％が保有額の適正規模とされる。野洲市の平成２８年度の財政調整基金は，１８億８２５８円であるところ（甲１４，８頁），平成２８年度の野洲市の標準財政規模は１２７億０６６４万円であるため（甲１５），財政調整基金の保有額の適正規模は約６億円から約２５億円になる。野洲市の平成２８年度の上記財政調整基金は，保有額の適正規模とされる額の範囲内であり，何ら財政的に問題はない。

次に，地方債現在高について，原告らは平成２８年度の野洲市の地方債現在高が２９１億３９７２万円と主張するが（訴状８頁，８行目及び９行目），２９１億３９７４万円の誤りである（甲１５の赤囲み部分）。

野洲市の平成２８年度の地方債現在高が２９１億３９７４万で滋賀県下の市の中で２番目に多い金額にはなっているものの，これは市内の小中学校の耐震化や野洲クリーンセンターの更新など，市民にとって必要な基盤整備に積極的に取り組んだことが影響しているにすぎない（乙２４，乙２５）。また，借入に際しては，償還時に交付税措置のある地方債を優先的に選択している。そのため，地方債現在高のみ

をもって野洲市の財政状態を語ることはできない。

（ウ）実質公債費比率及び将来負担比率についての反論

原告らは平成２８年度決算額における実質公債比率及び将来負担比率がいずれも対前年度では悪化していると主張する。もっとも，平成２９年度決算額における実質公債比率は１２．９％，将来負担比率は１０４．１％であり（乙２６），平成２８年度の数値から改善に転じている。

そもそも，野洲市の実質公債費比率及び将来負担比率は，実質公債費比率の早期健全化基準である２５％，将来負担比率の早期健全化基準の３５０％を大幅に下回っているのであり（乙２７，地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第７条３号及び同条４号ロ），何ら問題ないことが明らかである。

（エ）財政調整基金からの繰入金の活用についての反論

まず，原告らの，財政調整基金からの「繰越金」を活用できない場合との記載は（訴状８頁，１４行目），財政調整基金からの「繰入金」を活用できない場合との誤記であると思われる。

また，この点についての原告らの主張は，財政調整基金を活用しないという限定的な条件下での想定であり，不足額の約２１億円は例外的な数値であるため，それに基づく主張は何ら意味を持たない。

エ　訴状８頁（４）については否認ないし争う。

（３）本件事業における経済的合理性に関する主張（訴状第４，３）

ア　野洲市の収支計画について（訴状第４，３，（１））

（ア）野洲市の将来人口について（訴状第４，３，（１），ア）

湖南保険医療圏について，平成４７年度まで人口増が続く圏域であること，野洲

市の総人口は減少し平成４７年には７．２％減少する見込みであること，平成２１年度の野洲病院の入院患者割合及び外来患者割合に関する主張，湖南保健医療圏が草津市，守山市，栗東市，野洲市で構成されること，野洲市のほか３市にそれぞれ総合病院があることは認め，その余は否認する。

野洲市は湖南保健医療圏について，平成４７年度まで人口増が続く圏域であることを前提の１つとはするが，当然ながらそれだけが前提の全てではない。

また，原告らが引用する野洲市の総人口は減少し平成４７年度には７．２％減少する見込みであるとの記載の後にもあるように（甲１３，７６頁），野洲市の７５歳以上の後期高齢者人口は，団塊世代が全て７５歳以上になる平成３７年に現在の約１．５倍に増加し，平成４２年まで増加すると見込まれるのである（平成２７年比較：＋６０．３％，＋３１４５人）。そのため，野洲市民病院の需要は高まるといえる。

さらに，野洲市民病院の患者数については，野洲病院の実績値，人口増・高齢化による公的な統計，政策的な要因による係数など種々のデータを用いて合理的に算出されたものであり（甲１０，１７頁），合理的なものであるといえる。

（イ）野洲市の計画する病床稼働率について（訴状第４，３，（１）イ）

野洲市が病床数を現在の野洲病院と同数の１９９床を維持する予定であること，野洲市民病院の病床稼働率を平成３３年から平成３７年にかけて７３．８％～８１．９％で想定していること，平成２６年度から平成２９年度までの野洲病院の病床稼働率に関する主張，平成２５年４月時点の湖南保健医療圏の既存病床数が２６２１床であることは認め，その余は否認する。

野洲市は湖南区域に該当するところ，湖南区域の将来推計では回復期機能のニーズの増大が見込まれるため（乙２８の１頁，乙２９の４８頁及び６７頁），湖南保健医療圏における必要病床数の推計結果において，回復期系の病床数が大きく不足しているのである（甲１３，７８頁）。そして，野洲市民病院では，現在の野洲病院の

病床構成とは異なり，需要のある回復期系の病床数を５８床も増やすのである（甲１３，７９頁）。

また，現在老朽化している野洲病院の建物から新設の野洲市民病院の建物に変わる上，現在の野洲病院において６人部屋の病室が使用されているところ，野洲市民病院においてはこれを廃止する等の措置もとる。

これらのことからすれば，野洲市民病院において，現在の病院の病床数を維持しつつ病床稼働率の計画を立てることは合理的であるといえる。

なお，平成２５年４月現在の湖南保健医療圏において既存病床数より過剰な病床数は４２９床であり，４９１床ではない（甲１３，７８頁）。

（ウ）医療スタッフの確保について（訴状第４，３，（１）ウ）

平成２９年１０月，２０３３年４月に守山市民病院が滋賀県済生会に移行する協定が締結されたこと，守山市民病院が野洲病院と同規模の病院であること，野洲市民病院が野洲駅に直結すること，守山市民病院が移行に及んだ理由に関する主張，平成２９年５月時点で野洲病院の医師が２３人で平均年齢が４８歳であることは認め，その余は否認する。

野洲市民病院は野洲駅周辺の立地であり，医師を含めた医療スタッフを確保するのに有利な立地であるため（甲４，４頁（４）立地場所），野洲市民病院において医療スタッフの確保は可能であるといえる。

原告らは守山市民病院に関する主張をするが，守山市民病院と野洲市民病院は全く別物であるため，守山市民病院に関する主張は野洲市民病院との関係で何ら意味を持たないものである。

（エ）野洲病院の売却・除却費用について（訴状第４，３，（１）エ）

野洲病院敷地の売却額を約４億円で，除却費用を約４億６０００万円で見込んでいることは認め，その余は否認する。原告らの主張は可能性に関する主張にすぎな

い。

イ　野洲市民病院の経営について（訴状第４，３，（２））

（ア）野洲市民病院の収支計画及び施設整備費に関する主張（訴状第４，３，（２）ア）

野洲市民病院の収支計画及び施設整備費が不確かなものであること，平成２９年６月２２日に作成された基本設計成案における新基準が商業施設利用者にかかる駐車場収益増加の見込みを指すことは否認し，その余は認める。

野洲市民病院の収支計画及び施設整備費が変動しているのは，市長が事業の透明性を保ち市民及び議会と情報共有する目的で，条件が変わった際に逐一シミュレーションを行い，それをすべて公開しているからである。そのため，上記変動は収支計画及び施設整備費が正確であることを裏付けるものに他ならない。

また，平成２９年６月２２日に作成された基本設計成案における新基準は，地方公営企業会計基準における長期前受金の取扱いに変更があったことを指すのであり，商業施設利用者にかかる駐車場収益増加の見込みを指すのではない。

（イ）野洲市民病院における経営の見込みについて（訴状第４，３，（２）イ）

野洲市の作成する収支計画において野洲市民病院の医業収益（診療報酬）が１０年目まで増益していること，給与は殆ど２０年間変動がない想定であることは認め，その余は否認する。

医療スタッフの給与が変動しない想定である理由は，給与が高い高齢職員が退職して，給与が低い若い職員が入ってくるという，職員構成の新陳代謝が起こるためである。これは野洲市役所でも同様である。

また，原告らは野洲市民病院の医業収益が本来２年目以降減益すべきであるが，保守主義の原則から１年目の医業収益を維持し続けられるものと仮定するなどと主張している（訴状１４頁６行目及び７行目）。しかし，保守主義の原則とは収益につ

いては確実なものだけを計上するとの原則である。原告らは減益すべきと主張する収益を保守主義の原則から維持させる旨の主張をしているが，これは保守主義の原則とは反する主張である。

ウ　滋賀県下の市民病院の廃止等（訴状第４，３，（３））

守山市民病院に関する主張，大津市市民病院に関する主張，東近江市立能登川病院に関する主張は認め，その余は否認する。

原告らの主張は，野洲市民病院の計画内容に沿った主張ではなく，他市の市民病院に関する主張にすぎない。そのため，野洲市民病院とは関係がない。

エ　本件市民病院の用地取得時における野洲市の判断（訴状第４，４，（４））

答弁の存在自体は認める。もっとも，平成２３年４月２４日段階においては，野洲病院が野洲市に対して，「特定医療法人社団御上会野洲病院の新病院基本構想２０１０」を提出したばかりの時期であり（甲３，表題），「野洲市地域医療における中核的医療機関のあり方検討委員会」による野洲市に中核的医療機関が必要であるかの検証（乙６，表題）や「野洲市新病院整備可能性検討委員会」による野洲市が新病院を整備することが可能であるかの検証（甲４，表題）が行われていない時期であった。すなわち，市が市民病院を整備すべきとの方針を示す前の段階である。そのため，平成２３年４月２４日時点の市長の答弁をもって，野洲市民病院の用地が病院の移転先としてふさわしくないことを意味するものではない。

５　本件事業の必要性について（訴状第５）

否認ないし争う。

（１）野洲病院を活用するべきであること（訴状第５，１）

否認ないし争う。前記の通り（本書面１３頁，（イ）現在の野洲病院の建物が使用できないこと），現在の野洲病院を活用することはできない。

（２）野洲病院の病床稼働率を踏まえた主張（訴状第５，２）

平成２２年６月１日時点の野洲病院の課題に関する主張は認め，その余は否認する。

原告らは，ＳＷＯＴ分析表（甲３，９頁）から野洲病院の課題のみを意図的に抜き出し，文意を変えて主張しているにすぎない。そもそもＳＷＯＴ分析（甲３，９頁）は組織の強み，弱み，機会，脅威等のカテゴリーで要因分析し，事業環境変化に対応した経営資源の最適活用を図る経営戦略策定方式である。そのため，意図的に組織の弱み（課題）のみを抜き出して主張したとしても何ら意味を持たない。

また，本件事業が成功するとは思えないという主張も何の根拠にも基づかない主張にすぎない。

（３）駅前を前提とする本件事業の合理性について（訴状第５，３）

ア　交通に関する主張（訴状第５，３，（１））

野洲市民病院整備事業が駅前への病院整備を前提としていることは認め，その余は否認する。

野洲市民病院を駅前に整備する理由には，前記の通り，郊外に病院を立地した場合は，病院の収支計画が成り立たないこと等も含まれるのであり（甲５，５頁），原告の主張する理由に限定されない。

また，路線バスとコミュニティバスは野洲市民病院への１つの交通手段にすぎず，それのみを交通の前提としているわけではない。

さらに，アンダーパスを設ける等の対応の必要もない。

イ　地形に関する主張（訴状第５，３，（２））

野洲駅前南口では，平成２５年に祇王井川が増水し，浸水被害が発生したことは認め，その余は不知。

原告が主張する浸水被害は，約５年前に発生したものの，その後野洲駅前南口において浸水被害は発生していない。

また，野洲市民病院の基本設計時点においても，平成２５年に発生した浸水被害を考慮して０．５メートルのかさ上げがされており，浸水被害に対する対策はされている（乙３０）。

６　外部不経済について（訴状第６）

野洲市民病院整備事業において，２５０台の立体駐車場が整備される予定であることは認め，その余は否認する。

そもそも，現在の野洲病院の駐車場は１２０台であるところ（乙３１），野洲市民病院の駐車可能台数はその２倍以上であるため，駐車場不足は起こりえない。そのため，病院利用者分の駐車場を十分確保できない事態など見込まれない。

７　本件実施設計契約に関する主張（訴状第７）

（１）はじめに（訴状第７，１）

野洲市が本件実施設計契約について「その性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」に該当するとして，特命随意契約によっていることは認め，その余は否認する。

（２）野洲市の述べる理由に関する主張（訴状第７，２）

ア　訴状第７，２（１）について

野洲市が本件実施設計契約につき，「その性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」に該当する事由としてあげた事由についての主張は認め，その理由に合理性がないとの主張は否認ないし争う。

イ　訴状第７，２（２）について

否認する。前記の通り（本書面１５頁ないし１８頁，４　本件実施設計契約を特命随意契約とすることが適法であること），本件実施設計契約を特命随意契約とした野洲市の判断に裁量権の逸脱濫用はなく適法である。

（３）本件実施設計契約の請負金額に関する主張（訴状第７，３）

ア　訴状第７，３，（１）について

本件実施設計契約の委託料が１億６６３２万円（税込）であることは認め，その余は否認する。

本件実施設計契約の１億６６６８万７２００円という予定価格は(甲２６，２頁)，国土交通省が定めた官庁施設の設計業務等積算要領（乙３２）に基づき算出された金額である。そのため，予定価格の範囲内である本件実施設計契約の委託料は適正な金額に他ならない。

イ　訴状第７，３，（２）について

野洲市が予定価格を事後公表としていること，佐藤総合計画が提出した見積額に関する主張，予定価格に対する落札率が９９．７７％であることは認め，その余は否認する。

官庁施設の設計業務等積算要領（乙３２）については，公表されているため，佐藤総合計画においておおよその予定価格は把握できるのである。もっとも前記の通り，予定価格の範囲内であれば本件実施設計計画の委託料が適正価格といえるのであり，原告らの主張は誤りである。

なお，他の特命随意契約において，落札率が１００％や９９．６１％のものもあり（乙３３，乙３４），本件実施設計契約における落札率が特別に高いというわけではない。また，競争入札の場合，予定価格に対する落札率が４０％から５０％のものもあるが，これが平均的な予定価格に対する落札率というわけではない。

ウ　前払金に関する主張

否認する。野洲市は佐藤総合計画に対して前払金を支払っている（甲４６）。

８　監査請求について（訴状第８）

（１）監査請求を行ったこと（訴状第８，１）

原告らが平成３０年９月２７日付で野洲市監査委員に対して監査請求を行ったことは認め，その余は否認する。

野洲市監査委員は，平成３０年１１月２１日付けで監査結果を通知しているが，基本設計契約に関する原告らの監査請求を不適法な監査請求であると判断している（甲２，２１頁）。

（２）監査請求の期間について（訴状第８，２）

否認ないし争う。

９　最後に（訴状第９）

争う。

１０　訴えの変更の理由（訴えの変更申立書第２）

否認ないし争う。

１１　準備書面１について

前記の通り（本書面１４頁，カ　求釈明），原告らは，本件実施設計契約の前提となる本件事業が違法であると主張しているが（訴状５頁），具体的に市長のいかなる時点のいかなる判断が違法であると主張しているかを特定していない。そして，準備書面１中の原告らの主張は，本件実施設計契約が締結された平成２９年１２月２

６日以降の事情に関する主張であるし，本件実施設計契約を締結したことに関する市長の判断とも何ら関係がない主張である。そのため，かかる原告らの主張が本件訴訟といかなる点で関係を有するのかが明らかではない。したがって，かかる原告らの主張と本件訴訟との関係が明らかになるまで，認否を留保する。

以上